

指定区分	関連機関	名前	期間(西暦)	内容	対象	予算額、補助率等	補助金等の交付の流れ	関連している法律・政策等	備考	出典
過疎地域	総務省、農林水産省、国土交通省	過疎地域自立促進特別措置法	2000-	◆目的:人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与すること。 ◆過疎地域の市町村は、自立促進方針に基づき以下の事項に関して過疎地域自立促進市町村計画を定める。 ①地域の自立促進の基本的方針 ②農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発 ③交通通信体系の整備、地域における情報化及び地域間交流の促進 ④生活環境の整備 ⑤高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 ⑥医療の確保 ⑦教育の振興 ⑧地域文化の振興等 ⑨集落の整備 ⑩その他市町村が必要	対象地域:◆人口要件:次のいずれかの要件に該当する市町村 ①35年間(昭35~平7)人口減少率が0.3以上 ②35年間人口減少率が0.25以上で高齢者人口率(平7)が0.24以上 ③35年間人口減少率が0.25以上で15歳以上30歳未満の人口率が0.15以下(ただし①②③の場合、昭45~平7の25年間で10%以上人口が増加している市町村は除く。)④25年間(昭45~平7)人口減少率が0.19以上 ◆財政力要件:財政力指数が0.42以下	過疎地域市町村に対する施策:◆過疎自立促進法に基づくもの:①国庫補助率のかさ上げ ②過疎対策事業債の発行 ③都道府県代行制度 ④行政上の特別措置 ⑤金融措置 ⑥税制措置 ⑦地方税の課税免除・不均一課税に伴う地方交付税の減収補てん措置 ◆他の法令、予算措置等に基づくもの:小中学校危険建物改築等の国庫補助率のかさ上げ、過疎地域集落再編整備事業等の過疎地域であることを採択要件としている事業、下水道事業等の採択基準の緩和、特別土地保有税の非課税措置、日本政策投資銀行、ふるさと財団等の融資制度			◆系譜: ・昭45.過疎地域対策緊急措置法(廃) ・昭55.過疎地域振興特別措置法(廃) ・平2.過疎地域活性化特別措置法(廃)	総務省HP <a href="http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H12/H12HO015.html">http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H12/H12HO015.html</a>
辺地	総務省	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律	1962-	◆目的:辺地を包括する市町村について、当分の間、当該辺地に係る公共的施設の総合的、かつ、計画的な整備を促進するために必要な財政上の特別措置等を定め、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図ること。 ◆当該市町村は、議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定し、これを総務大臣に提出する(あらかじめ県知事と協議)。 ①整備を必要とする辺地の事情 ②整備しようとする公共施設 ③整備の方法 ④整備に要する経費とその財源内訳(公共施設:①電灯用電気供給施設②道路及び渡船施設③小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の児童又は生徒の通学を容易にするための自動車、渡船施設又は寄宿舎④診療施設⑤飲用水供給施設⑥前各号に	対象地域:交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島その他のへんびな地域で、住民の数その他について政令で定める要件に該当しているもの(地域の中心を含む5平方km以内の面積の中に50人以上の人口を有し、かつ辺地地点数が100点以上であって公共的施設を整備することが特に緊要な地域、等)。	市町村が策定する辺地の「総合整備計画」に基づいて実施する公共的施設整備について辺地対策事業債(充当率:100%、元利償還金の80%が交付税算入される)を財源とすることができます。			◆法令データベース <a href="http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/strsearch.cgi">http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/strsearch.cgi</a> ◆国土交通省HP <a href="http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S37/S37HO088.html">http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S37/S37HO088.html</a>	
特殊土じょう地帯	総務省、農林水産省、国土交通省	特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法	1952-	◆目的:特殊土壌地帯に対し、適切な災害防除と農地改良対策を樹立し、これに基づく事業を実施することによって、その保全と農業生産力の向上を図る。 ◆特殊土壌地帯における災害防除及び農地改良に関する事業計画を国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が定め、国、地方公共団体が事業を実施。①災害防除(治山事業、河川改修事業、砂防事業等) ②農地改良(かんがい排水事業、畑作振興事業等)	対象地域:しばしば台風の来襲を受け、雨量が極めて多く、かつ特殊土壌(シラス等特殊な火山噴出物等)に覆われているために、災害が発生しやすく農業生産力が低い地帯を国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が特殊土壌地帯として指定。	事業計画に基づく事業については、「後進地域開発特例法」が適用され、県の財政力に応じ国庫負担率を引上げ。		◆沿革:昭和27年4月25日に時限法として議員立法で成立。以降10回の期限延長を経て、現行法の期限平成19年3月31日。	◆国土交通省都市・地域整備局HP <a href="http://www.mlit.go.jp/crd/chisei/g8_3.html">http://www.mlit.go.jp/crd/chisei/g8_3.html</a> ◆宝庫 <a href="http://www.houko.com/00/FS_ON.HTM">http://www.houko.com/00/FS_ON.HTM</a>	
農村地域	農林水産省、経済産業省、厚生労働省、国土交通省	農村地域工業導入促進法	1971-	◆目的:農村地域への工業等の導入を積極的かつ計画的に促進するとともに農業従事者がその希望及び能力に従ってその導入される工業等に就業することを促進するための措置を講じ、並びにこれらの措置と相まって農業構造の改善を促進するための措置を講ずることにより、農業と工業等との均衡ある発展を図るとともに、雇用構造の高度化に資すること。 ◆農林水産大臣が基本方針を定めて、都道府県知事が基本計画を定め、都道府県又は市町村が実施計画を定める。 ①工業等導入地区の区域 ②導入すべき工業等の業種及びその規模 ③導入される工業等への農業従事者の就業の目標 ④工業等の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標 ⑤工業等の導入に伴う工場用地等と農用地等との利用の調整 ⑥工場用地等、共同流通業務施設その他の施設の整備 ⑦労働力の需給の調整及び農業従事者の工業等への就業の円滑化 ⑧工業等の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発	対象地域:農業振興地域、振興山村、過疎地域のいずれかを含む市町村。ただし大都市及びその周辺の地域で政令で定めるもの並びにその人口が政令で定める規模以上である市の区域のうち、政令で定める要件に該当するものは除外。	◆農村地域に対する施策:①税制上の措置(農用地等を譲渡した場合の所得税・住民税の軽減、事業用資産を買換えた場合の課税の特例、減価償却の特例事業税・不動産取得税・固定資産税の課税免除又は不均一課税及びこれに伴う減収分の交付税措置、特別土地保有税の非課税) ②金融上の措置(日本政策投資銀行、中小企業金融公庫の融資、農林中央金庫の融資、地方債についての配慮) ③その他の措置(産業関連施設の整備、職業紹介の充実及び職業訓練の実施、農業生産基盤の整備、農地転用等についての配慮)			◆宝庫 <a href="http://www.houko.com/00/FS_ON.HTM">http://www.houko.com/00/FS_ON.HTM</a> <a href="http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S46/S46HO112.html">http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S46/S46HO112.html</a>	
振興山村地域		山村振興法	1965-	◆目的:国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている山村が産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある実情にかんがみ、必要な措置を講ずることにより、山村における経済力の培養と住民の福祉の向上を図る。 ◆都道府県は、以下の事項に基づき山村振興基本方針を定める。 ①振興山村の振興の意義及び方向 ②農業経営及び林業経営の近代化、観光の開発等産業の振興のための施策 ③医療の確保、生活改善及び労働条件の改善のための施策 ④施設の整備、農用地の造成及び集落の整備 ◆振興山村の指定があつた市町村は山村振興基本方針に基づき、政令で定めるところにより、山村振興計画	対象地域:1960年農林業センサスに基づく林業調査の結果による当該旧市町村の区域に係る林野率が75%以上且つ人口密度が1.16人/ha未満であり、当該旧市町村の公共施設等の整備が十分に行われていないため、当該旧市町村の区域における経済力の培養及び住民の福祉の向上が阻害されていること。(旧市町村単位で指定)	主な支援措置:①基幹道路の都道府県代行制度(後進地域の特例あり)(農林水産省・林野庁・国土交通省) ②特別対策事業の実施[元気な地域づくり交付金:中山間地域等の振興(ハード)(農林水産省)] ③国庫補助率(交付率)の嵩上げ[公立小学校危険校舎等の改築1/3⇒5.5/10(文部科学省)] [林野火災対策用施設整備1/3⇒5.5/10(消防庁)] ④税制措置等(森林・農用地の保全事業を実施する認定法人に対する法人税、地方税の不均一課税等)		沿革:昭和40年5月11日に時限法として議員立法で成立。以降4回の期限延長を経て、現行法の期限は平成27年3月31日。	◆国土交通省HP <a href="http://www.mlit.go.jp/crd/chisei/g8_2.html">http://www.mlit.go.jp/crd/chisei/g8_2.html</a> ◆宝庫 <a href="http://www.houko.com/00/FS_ON.HTM">http://www.houko.com/00/FS_ON.HTM</a>	

離島振興対策実施地域	総務省、農林水産省、国土交通省	離島振興法	1953-	<p>◆目的：我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っている離島について、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある状況を改善するとともに、離島の地理的及び自然的特性を生かした振興を図るため、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図ること。</p> <p>◆離島振興対策実施地域の指定があった都道府県は、離島振興法に基づき以下の事項に関して離島振興計画を定める。①離島の振興の基本的方針 ②本土と離島及び離島と離島並びに離島内の交通通信を確保するための航路、航空路、港湾、空港、道路等の交通施設及び通信施設の整備その他の必要な措置 ③農林水産業、商工業等の産業の振興及び資源開発を促進するための漁港、林道、農地、電力施設等の整備その他の必要な措置 ④生活環境の整備 ⑤医療の確保等 ⑥高齢者の福祉その他の福祉の増進 ⑦教育及び文化の振興 ⑧観光の開発 ⑨国内及び国外の地域との交流の促進 ⑩水害、風害その他の災害を防除するために</p>	<p>対象地域：◆外海離島①外海に面する島(群島、列島、諸島を含む)②本土との間の交通が不安定 ③島民の生活が強く本土に依存している ④本土との最短航路距離がおおむね5軒以上 ⑤人口おおむね100人以上、等</p> <p>◆内海離島①本土との最短航路距離がおおむね10軒以上 ②定期航路の寄港回数が1日おおむね3回以下 ③人口おおむね100人以上、等</p> <p>◆離島一部地域①本土との最短航路距離が外海の島しょにおいてはおおむね5軒以上、内海の島しょにおいてはおおむね10軒以上 ②定期航路の寄港回数が1日おおむね3回以下 ③主要定期乗合自動車の運航回数が1日お</p>	<p>離島振興対策実施地域に対する施策：◆離島振興法に基づく優遇措置 ①経費の計上 ②国の負担又は補助率の特例等 ③地方債についての特別配慮 ④金融措置 ⑤行政上の特別措置 ⑥税制措置</p> <p>◆他の優遇措置：採択基準の緩和、離島地域を対象地域とする事業、辺地総合整備計画策定に係わる辺地土点数の加算、金利の引き下げ、事業用資産の買換の課税特例、減価償却の特例、特別土地保有税の非課税措置</p>			<p>◆国土交通省都市・地域整備局 離島振興課HP http://www.mlit.go.jp/crd/chirit/houkaisei.htm</p> <p>◆北海道HP http://www.pref.hokkaido.lg.jp/NR/rdonlyres/26D02D9B-6B6A-4515-8E6D-B7B69D7C15DA/0/ritogaiyo.pdf</p>
半島振興対策実施地域	国土交通省、総務省、農林水産省	半島振興法	1985-	<p>◆目的：三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約から産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある半島地域について、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、半島地域の自立的発展及び地域住民の生活の向上並びに国土の均衡ある発展に資すること。</p> <p>◆都道府県知事は、以下の事項に基づき半島振興計画を作成する。①振興の基本的方針 ②基幹的な道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備 ③農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発 ④水資源の開発及び利用 ⑤生活環境の整備 ⑥高齢者の福祉その他の福祉の増進 ⑦教育及び文化の振興 ⑧国内及び国外の地域との交流の促進 ⑨水害、風害、地震災害その他の災害を防除するために必要な</p>	<p>対象地域：①2以上の市町村の区域からなり、一定の社会的経済的規模を有する地域。②高速自動車国道、空港等の高速輸送に係る施設その他の公共施設の整備について他の地域に比較して低位にある地域。③産業の開発の程度が低く、雇用の増大を図るため企業の立地の促進等の措置を講ずる必要がある地域。</p>	<p>◆支援措置等：①国、地方公共団体等による半島振興計画に基づく事業の円滑な実施、国による財政金融上の措置。②地方債の起債に関する特例。③国による半島循環道路等の整備促進のための配慮。④基幹的市町村道等の都道府県による代行整備。⑤金融上の支援。⑥国の租税特例措置法による税務上の特例。⑦地方公共団体が、事業税、不動産取得税、固定資産税に基づき不均一課税をした場合の減収補填措置。</p> <p>◆配慮規定：①小型航空機用飛行場の整備。②情報の円滑化及び通信体系の整備。③農林水産業の振興。④高齢者福祉の増進。⑤地域文化の振興。⑥地域間交流の促進。</p>			<p>◆宝庫HP http://www.houko.com/00/FS_ON.HTM</p> <p>◆国土交通省HP http://www.mlit.go.jp/crd/hanto/schem.pdf</p>
農業振興地域	農林水産省	農業振興地域の整備に関する法律	1969-	<p>◆目的：自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域についてその地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与する。</p> <p>◆都道府県知事が農業振興地域整備基本方針を策定するとともに農業振興地域を指定し、これに基づき市町村が以下の項目について農業振興地域整備計画を策定する。①農用地利用計画 ②農業生産基盤の整備及び開発 ③農用地等の保全 ④農業経営規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的・総合的な利用の促進 ⑤農業近代化施設の整備 ⑥農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備 ⑦農業従事者の安定的</p>	<p>◆農用地区域：各市町村の農業振興地域整備計画の農用地利用計画において定められた、今後とも相当長期にわたって農業上の利用を確保すべき土地の区域(農地、採草放牧地、混木林地、土地改良施設用地、農業用施設用地)。農用地区域内の土地は原則として農業以外の目的での利用はできない(農用地区域内での開発行為の制限)。</p>	<p>◆国の直轄、補助事業及び融資事業による農業生産基盤整備事業等については、原則として農用地区域を対象として行われる。</p> <p>◆農用地区域内の土地については、その保全と有効利用を図るため、農地転用の制限、開発行為の制限等の措置がとられる。</p>			<p>◆宝庫HP http://www.houko.com/00/01/S44/058.HTM</p> <p>◆農林水産省HP http://www.maff.go.jp/nouson/seisaku/home/nousinhan/chuikiseido/page001.htm</p>
豪雪地帯	国土交通省、総務省、農林水産省	豪雪地帯対策特別措置法	1962-	<p>◆目的：積雪が特にはなはだしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域について、雪害の防除その他産業等の基礎条件の改善に関する総合的な対策を樹立し、その実施を推進することにより、当該地域における産業の振興と民生の安定向上に寄与する。</p> <p>◆地域の特性に応じた豪雪地帯対策を推進するため、豪雪地帯に係る道府県知事は、関係市町村長の意見を聴いて、以下の項目について道府県豪雪地帯対策基本計画を定める。①豪雪地帯の振興に関する基本的な事項。②交通及び通信の確保。③農林業、商工業その他の産業の振興。④生活環境施設の整備。⑤国土保全施設の設備。⑥雪害の防除等に関する調査研究及び降積雪に係る情報の収集等の体制の整備。⑦除排雪についての住民の協力体制の整備及び地域の特性を生かした</p>	<p>◆豪雪地帯：昭和37年の積雪の終期までの30年以上の累年平均積雪量算値が5000cm日以上の地域がある都道府県または市町村</p> <p>◆特別豪雪地帯：①積雪の度の条件②生活の支障の要件(自動車交通の途絶、医療・義務教育・郵便物集配の確保の困難性、財政力、集落の分散度)</p>	<p>◆支援措置等：①財政上の措置。②地方債への配慮。③資金の確保等。④快適で魅力ある地域社会の形成。⑤工事の早期着手への配慮。⑥雪害住宅の普及促進。⑦豪雪地帯に即した産業の育成。⑧総合的な雪情報システムの構築。⑨国土交通省が指定する基幹的市町村道の道府県代行制度。⑩公立小・中学校等の分校の校舎等の補助率のかさ上げ</p>			<p>◆国土交通省HP http://www.mlit.go.jp/crd/chisei/image/g4_1_3.pdf</p> <p>◆宝庫HP http://www.houko.com/00/FS_ON.HTM</p>
中山間地域	食料・農業・農村基本法(第35条「中山間地域等の振興」)	食料・農業・農村基本法(第35条「中山間地域等の振興」)	1999-	<p>第三十五条 国は、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域(以下「中山間地域等」という。)において、その地域の特性に応じて、新規の作物の導入、地域特産物の生産及び販売等を通じた農業その他の産業の振興による就業機会の増大、生活環境の整備による定住の促進その他必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>2 国は、中山間地域等においては、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うこと等により、多面的機能の確保を特に図るための施策を講ずるものとする。</p>				<p>◆中山間地域等総合振興対策(2000-)</p> <p>◆中山間地域直接支払制度(2000-)</p> <p>中山間地域総合整備事業 山村振興等農林漁業対策特別事業 中山間モデル地域構築推進事業 特定農山村総合支援事業</p>	<p>◆農業基本法(1961-)の廃止</p> <p>◆農林水産省HP http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/NewBLaw/newkison.html</p>

	経済産業省	臨時石炭鉱害復旧法	1952-	<p>◆目的: 国土の有効な利用及び保全並びに民生の安定を図り、あわせて石炭鉱業及び亜炭鉱業の健全な発達に資するため、鉱害を計画的に復旧する。</p> <p>◆経済産業大臣は鉱害復旧長期計画を定め、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)は毎事業年度、復旧工事に着手すべき地区として選定し復旧基本計画を作成する。</p> <p>◆賠償義務者の納付金</p> <p>◆受益者の負担</p>	◆対象地域: 石炭鉱業又は亜炭鉱業による鉱害が発生している地域。NEDOによって選定される。	◆支援措置等: 鉱害が生じている土地物件にたいして復旧工事を行う。国は、鉱害復旧長期計画の達成を図るため必要な措置を講ずる。				◆法庫HP <a href="http://www.houko.com/00/01/S27/295.HTM">http://www.houko.com/00/01/S27/295.HTM</a>
	経済産業省、厚生労働省	石炭鉱業構造調整臨時措置法	1955-2000	<p>◆目的: 石炭鉱業の合理化及び安定のための措置を講ずるとともに、石炭会社等の事業の新分野の開拓を促進するための措置を講ずることにより、エネルギー事情その他内外の経済事情に応じた石炭鉱業の構造調整の円滑な推進を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与すること。</p> <p>◆経済産業大臣は石炭鉱業構造調整基本計画を定め、それに基づき以下の項目について毎年石炭鉱業合理化実施計画を定める。①石炭鉱業の合理化の目標。②石炭の生産数量。③石炭の適正な供給の確保に資する措置。④石炭坑の近代化。⑤石炭鉱山整理促進交付金及び石炭鉱山規模縮小交付金の交付に係る採掘権又は租鉱権の基準その他石炭鉱業の整備。⑥その他石炭鉱業の合理化に関する重要事項。</p> <p>◆厚生労働大臣は⑤の実施に伴い離職を余儀なくされ</p>		◆政府は、石炭鉱業合理化実施計画に定める石炭鉱業の合理化のため実施すべき工事に必要な資金の確保に努める。 ◆石炭会社は、新分野開拓計画を作成し経済産業大臣の承認を受けることができる。				◆法庫HP <a href="http://www.houko.com/00/01/S30/156.HTM">http://www.houko.com/00/01/S30/156.HTM</a>
産炭地域	経済産業省	産炭地域振興臨時措置法	1961-2001	<p>◆目的: 産炭地域における鉱工業等の急速かつ計画的な発展と石炭需要の安定的拡大を図る。</p> <p>◆経済産業大臣が産炭地域振興基本計画を定め、道県知事はこれに基づき以下の事項について産炭地域振興実施計画を作成。①当該地域における鉱工業等の振興に関する基本方針。②当該地域において振興すべき鉱工業等。③当該地域における石炭の需要の拡大。④当該地域における鉱工業等の振興による雇用の拡大。⑤当該地域における石炭鉱業に従事する労働者の職業の転換。⑥その他当該地域における鉱工業等の振興に関する重要事項</p>	◆対象地域: 産炭地域(石炭鉱業の不況による疲弊の著しい石炭産出地域及びこれに隣接する地域のうち当該石炭産出地域における鉱工業等の振興と密接な関連を有する地域であつて、政令で定めるもの。)	◆支援措置等: ①地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置。②施設の整備等。③地方債の起債に対する特別な配慮、道県に対する公共事業起債に係る利子補給。④市町村が行う公共事業に係る国庫補助率の引上げ措置。⑤財政上の特例措置。⑥鉱工業等を営む者に対する技術的助言、資金の確保等の援助。⑦新エネルギー・産業技術総合開発機構の有する鉱業施設の譲渡等についての優先。		産炭地域活性化事業・新産業創造等事業(平成4年度に産炭地域活性化事業費補助金制度を創設し、福岡県、長崎県及び熊本県に対し補助金を交付し、この補助金により産炭地域の振興を行うために設立された中核的事業主体に産炭地域活性化基金が造成されました。中核的事業主体では、この活性化基金により、企業誘致事業や広報・啓蒙・イベント事業等の地域活性化事業に支援を行っています。さらに、産炭地域振興臨時措置法失効後の産炭地域の自立的な新たな産業の創造に資するため、産炭地域新産業創造等事業費補助金を創設し、平成12～13年度に福岡県、長崎県及び熊本県に対し、補助金を交付しました。この補助金により各中核的事業主体では新産業創造等基金を造成し、平成14年度から新産業創造等事業を行なっています。	◆法庫HP <a href="http://www.houko.com/00/01/S36/219.HTM">http://www.houko.com/00/01/S36/219.HTM</a> ◆九州経済産業局HP <a href="http://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/tiiki/santan/santan/rinjisochihou.htm">http://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/tiiki/santan/santan/rinjisochihou.htm</a>	
	経済産業省	石炭鉱業経理規制臨時措置法	1963-	<p>◆目的: 石炭鉱業の構造調整に資するため、石炭鉱業を営む会社の経理の適正化を図る。</p> <p>◆利益金の処分</p> <p>◆指定会社は事業計画及び資金計画を経済産業大臣に届出する。</p>	◆指定会社: 経済産業大臣は石炭鉱業を営む会社が次の各号に該当するときは、その会社を指定する。①石炭鉱業合理化事業団から借り入れた資金の借入残高があり、かつ、その借入残高又はその借入残高と日本政策投資銀行から借り入れた石炭鉱業に関する資金の借入残高との合計額が5億円以上において政令で定める額をこえている。②前1年間に掘採した石炭の数量が15万トン以上において政令で定める数量	◆罰則(20万円以下): ①第4条(事業計画及び資金計画の届出)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 ②前条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者			◆昭和38・7・15・法律145号 ◆改正平成4・3・31・法律23号 ◆改正平成11・6・11・法律73号 ◆改正平成11・12・22・法律160号 ◆廃止平成12・3・31・法律16号	◆法庫HP <a href="http://www.houko.com/00/FS_ON.HTM">http://www.houko.com/00/FS_ON.HTM</a>

経済産業省	石炭鉱害賠償等臨時措置法	1963-2000	<p>◆目的: 石炭鉱業及び亜炭鉱業による鉱害について、鉱害の賠償を担保するための積立金制度及び鉱害の賠償に関する紛争を解決するための裁定制度を設けるとともに、新エネルギー・産業技術総合開発機構に鉱害の賠償等の円滑な実施及び鉱害の計画的な復旧を図るための業務を行わせることにより、被害者等の保護並びに国土の有効な利用及び保全を図り、あわせて石炭鉱業及び亜炭鉱業の健全な発達に資すること。</p> <p>◆鉱害賠償の担保の積立て等: 鉱業権者又は租鉱権者は、毎年度、鉱害賠償積立金の積立てをしなければならない。</p> <p>◆被害者の弁済を受ける権利: 鉱害に係る被害者は、鉱害賠償請求権に関し、鉱害賠償積立金につき、他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有する。</p> <p>◆鉱害賠償に関する裁定</p> <p>◆新エネルギー・産業技術総合開発機構の石炭鉱害の賠償等の業務</p>		<p>◆新エネルギー・産業技術総合開発機構は、鉱害の賠償等の円滑な実施及び鉱害の計画的な復旧を図るため、次の業務を行う。①鉱害の賠償のための担保の管理②鉱害の賠償に必要な資金の貸付け③鉱害の防止のための措置に必要な資金の貸付け④復旧法の定めるところにより行う次の業務(復旧基本計画の作成、復旧工事に係る鉱害の賠償義務者の納付金及び受益者の負担金の徴収、復旧工事の施行、機構以外の者が施行する復旧工事の復旧費のうち機構の負担となるものの支払、復旧工事により設けられたかんがい排水施設の維持管理費、鉱害に係る農地及び農業用施設に対する補償金並びに機構以外の者が木の施設の維持管理をする場合における維持管理費の支払、復旧の目的としない農地等に係る被害者に対する支払、復旧不適農地の買入れ)⑤鉱害の復旧等の事業を行う者に対するその経費の補助⑥前各号の業務に附帯する業務⑦前各号に掲げるもののほか、鉱害の賠償等の円滑</p>				<p>◆法庫HP http://www.houko.com/00/01/S38/097.HTM</p>
通商産業省、 経済産業省	産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律	1963-2000	<p>◆趣旨: 産炭地域内に事業所を有する中小企業者及びその従業員に関し、当該事業所の移転等に必要な資金に係る中小企業信用保険に関する特別措置並びにこれらの者の職業及び生活の安定に資するための措置について定める。</p>	<p>◆産炭地域: 石炭鉱業の整備による疲弊の著しい石炭産出地域及びこれに隣接し、当該整備による影響の著しい地域であつて、政令で定めるもの。</p>	<p>◆国は、産炭地域内に事業所を有する中小企業者であつて当該事業所において事業を継続することが困難となつたもの及びその従業員に対して、これらの者の職業及び生活の安定に資するため、職業訓練の実施、就職のあつせんその他の措置を講ずるよう努める。</p> <p>◆国及び地方公共団体は、産炭地域関係保証が円滑に行なわれるよう努める。</p>				<p>◆法庫HP http://www.houko.com/00/01/S38/166.HTM</p>
厚生労働省	石炭鉱業年金基金法	1967-	<p>◆目的: 石炭鉱業の坑内労働者の老齢について必要な給付を行なうことにより、その老後の生活の安定と福祉の向上に寄与すること。</p> <p>◆石炭鉱業年金基金は、法人。</p>	<p>◆坑内員: ①終身年金(坑内員期間が20年以上ある者)②加算年金(終身年金の受給要件を満たした者)</p> <p>◆坑外員: 坑外員期間が20年以上または坑内員期間と坑外員期間とを合算した期間が20年以上ある者</p> <p>◆坑内員脱退: 坑内員期間が3年以上20年未満の坑内員が、閉山又は合理化によりやむを得ず退職した時</p> <p>◆坑外員脱退: 坑外員期間又は坑内員期間とを合算した期間が3</p>	<p>◆年金給付事業: ①坑内員老齢年金: 終身年金(55歳から死亡するまで)、加算年金(55歳から5年間)②坑外員老齢年金: 55歳未満で退職した時は55歳から、55歳以上で退職したときは退職時から65歳を限度として、5年間支給。③坑内員脱退一時金④坑外員脱退一時金</p> <p>◆福祉施設(北海道 かまい岳温泉)</p>				<p>◆法庫HP http://www.houko.com/00/FS_ON.HTM</p> <p>◆石炭鉱業年金基金 http://www.sekitan-nenkin.or.jp/</p>